

くらしの情報 かわさき



令和7年
冬号

- サイバーセキュリティ月間 P1・2
- いまどき相談事例 P3
- 消費者トラブルに気をつけて! P4
第5期(令和7年度)消費生活eモニター募集案内

いまどき
相談事例

分電盤や給湯器の点検商法に気をつけて!
2 時間後に電話が止まる?! 不審な電話に注意

発行 川崎市消費者行政センター

サイバーセキュリティは全員参加!

サイバーセキュリティ月間

2025 年 2 月 1 日 ~ 3 月 18 日



独立行政法人情報処理推進機構 (IPA)
セキュリティセンター 普及啓発・振興部
セキュリティ相談・支援グループ

不審なメールによる情報漏えい被害や個人情報の流出など、生活に影響を及ぼすサイバーセキュリティに関する問題が多数報じられています。誰もが安心してITの恩恵を享受するためには、国民一人ひとりがセキュリティについての関心を高め、これらの問題に対応していく必要があります。このため、政府では、サイバーセキュリティに関する普及啓発強化のため、2月1日から3月18日までを「サイバーセキュリティ月間」とし、国民の皆様がサイバーセキュリティについての関心を高め、理解を深めていただくため、サイバーセキュリティに関する様々な取組を集中的に行っていきます。

(出典：内閣サイバーセキュリティセンター サイバーセキュリティ月間)

パソコンに偽のウイルス感染警告を表示させるサポート詐欺に注意
「今すぐ〇〇に電話してください」は偽物、絶対に電話をしないで!

画面に表示されている内容は、電話をかけさせるための脅しに過ぎません。警告の内容を鵠呑みにせず、決して電話をかけないでください。警告画面を閉じれば、パソコンは問題なく使えます。

電話をかけると、遠隔操作に誘導されてサポート費用をだまし取られるという手口です。



ちょっとまって! その警告は本物ですか?

警告画面の閉じ方

偽のセキュリティ警告画面を閉じる方法は2つあります。

【Esc】キーを3秒程長押し



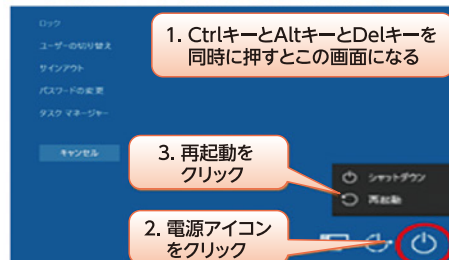
「×」(閉じる) ボタンが現れたらクリック



【Ctrl】【Alt】【Delete】キーを同時に押す



表示された画面から再起動を選択



実在する組織をかたったメールに注意 身に覚えのないメールは無視して削除してください！

アカウントのIDとパスワード、クレジットカード情報や個人情報を詐取る「フィッシング」の被害が多発しています。

多くの場合、実在する組織をかたったメールやショートメッセージ(SMS)が攻撃者から送信され、記載されているURLなどのリンクをクリックすることで、本物そっくりの偽サイトへ誘導されます。そのサイトで情報を入力することによって、その情報が詐取され悪用されるという手口です。



ちょっと待って！ そのメールは本物ですか？

被害にあわないための対策

- 実在する組織のメールであっても、身に覚えのないメールは無視して削除してください。
- 迷惑メールフィルターを使用することで、多くの迷惑メールをブロックすることができます。
- 真偽がはっきりしないメールやショートメッセージ(SMS)については、下記のような対応をしてください。

- ・添付ファイルを開かない
- ・記載の電話番号に電話をしない
- ・記載のURLからウェブサイトにはアクセスしない
- ・返信しない

手口を知っていれば怖くありません！

落ち着いて対処しましょう。ご不安な場合は、ご相談ください。

無料相談 (IPA 情報セキュリティ安心相談窓口) はこちら

電話相談 03-5978-7509 (平日10:00-12:00 及び 13:30-17:00)

メール相談 anshin@ipa.go.jp

ホームページ <https://www.ipa.go.jp/security/anshin/about.html>





いまだき
相談事例 1

分電盤や給湯器の点検商法に気をつけて！

●相談事例

「分電盤の点検で伺いたい」と知らない業者から電話がかかってきた。無料だということで、それならと思いました。数日後、やってきた業者が分電盤を見るなり、「これは古い」「地震があったら漏電が怖い」「火事になるかもしれない」と驚いた様子で言った。不安になって、新しい分電盤に交換する15万円の工事の契約をしてしまった。知人に相談すると、高すぎるのではないかと言われた。解約したい。

●アドバイス

- 「分電盤の無料点検をしている」「この地域の給湯器の点検をしている」といった電話や訪問をきっかけに点検を依頼し、不安をあおられて高額な交換工事の契約をさせられたという点検商法の相談が増えていきます。
- 契約している電気事業者やガス事業者と誤解させるような勧誘トークも見受けられます。このような電話がかかってきたら、事業者名や連絡先の電話番号を確認してください。少しでも不審に思ったときには、いったん断り、契約している事業者にこのような点検を行っているのか確認しましょう。
- 無料点検をしていると連絡があったとしても、よくわからない事業者の来訪は断りましょう。点検を断りたいが連絡先がわからないという場合は、事業者が訪問してきたときに、ドアを開けずにインターホン越しにきっぱり断りましょう。
- 本事例のように、訪問販売で契約した分電盤の交換工事は、契約書面を交付された日を含め8日以内であれば、事業者が書面または電磁的記録（電子メール等）でクーリング・オフの通知をすることによって無条件解除が可能です。クーリング・オフ期間内なら、たとえ工事が終了していても無条件で解約することができます。
- たとえクーリング・オフ期間が過ぎてしまっても、勧誘方法に問題がある場合は、川崎市消費者行政センターにご相談ください。



いまだき
相談事例 2

2時間後に電話が止まる?! 不審な電話に注意

●相談事例

自宅の固定電話が鳴ったので出ると、電話会社を名乗る自動音声 flowed。「2時間後に電話を含むすべてのネット回線が止まります。詳しく知りたい方は『1』を押してください」というので驚いて、『1』を押すと人が出てきて、個人情報を尋ねられ、「利用料金が未払いだ」と言われた。未払いはないはずだが、本当に電話が使えなくなってしまうのだろうか。

●アドバイス

- 電話会社だけでなく、電力会社や国の機関をかたった同様の電話も発生しています。実際に未払いがあったとしても、いきなり電話がかかってきて、2時間後に電話が使えなくなるということはありません。
- こういった電話は、個人情報の取得や、金銭をだまし取ることが目的の詐欺電話と考えられます。「電話が止まる」「電気が止まる」といったことを言われてもあせらず、すぐに電話を切るようにしましょう。支払いに関して疑問がある場合は、公式HPなどで契約先事業者の電話番号を調べて問い合わせましょう。
- 携帯電話に同様の電話がかかってくることもあります。登録していない不審な番号の電話には、出ないようにしましょう。「+」で始まる着信番号は海外からの国際電話です。着信履歴を見て折り返しの電話をかけると、高額な国際通話料金が発生することがあるので、気をつけてください。
- どう対処してよいか迷うような電話がかかってきた場合は、川崎市消費者行政センターにご相談ください。

消費者トラブルに気をつけて! 年間約1万件的相談が寄せられています

在宅中を狙った訪問販売や訪問購入、定期購入などよくあるトラブル事例についてご紹介します。

①屋根瓦修理、リフォーム工事等の訪問販売

「お宅の屋根瓦がずれている」「無料で点検してあげる」といわれ、高額な工事契約をさせられてしまったが、解約したい。

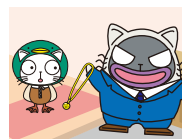


川崎市では4月から太陽光パネル等の設置に関する新制度※が始まりますが、すべての住宅に設置を義務付けるものではありませんので悪質な訪問販売にご注意ください。

※太陽光パネル等の設置に関する新制度の問い合わせ先
川崎市環境局脱炭素戦略推進室 電話 044(200)2088

②不用品の訪問買取

「不用品は何でも買い取ります」と電話をしてきた業者が家に来たので、不用品を出そうとしたら、「それでは値がつかないので、貴金属はないか」と聞かれ、著しく低い価格で貴金属を買い取られてしまった。



③電話勧誘販売

電話勧誘でカニや海産物を注文し、代引きで商品が届いた。粗大な商品だったため、返品して返金してほしい。



④解約できない定期購入

サプリメントの「お試し500円!」の広告を見て購入。お試しだけのつもりが定期購入契約となっていて、解約できない。



被害に遭わないために

突然業者が訪問してきたときや突然の電話勧誘販売では、すぐに契約しないようにしましょう。広告を見て業者を呼んだ場合も、契約内容や条件をよく確認してから契約しましょう。

通信販売は、クーリング・オフができません。お試し価格、無料など、価格が著しく安い場合や、「今だけ!」と契約を急がされる場合は、要注意です。

消費者トラブルにあった場合は、すみやかに消費者行政センターにご相談ください。

川崎市消費生活相談窓口 電話 **044 (200) 3030**

相談時間 月～金曜日 9:00～16:00 / 土曜日 10:00～16:00

*日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く *金曜日は電話相談のみ19:00まで受付 *土曜日は電話相談のみ受付

第5期(令和7年度)消費生活eモニター募集案内

川崎市では、消費生活に関することについて、広く御意見をお聞きするために「第5期(令和7年度)消費生活eモニター」を募集します。皆様のご応募お待ちしております。

内 容 インターネットを使用した消費生活に関するアンケートへの回答(年5回程度)

(令和5年度及び令和6年度消費生活 e モニターのアンケートと内容が重複します)

全てのアンケートに回答された方に川崎市消費者行政センターオリジナルグッズをお送りします。

任 期 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで *1年ごと最長3年間

募集人数 35名程度 *応募資格を満たしている方は原則モニターに採用します。

募集期間 令和7年2月3日(月)から3月7日(金)まで

応募方法 市ホームページの応募フォームよりお申し込みください。

<https://logoform.jp/form/FUQz/851437>



応募フォーム

くらしの情報かわさき

川崎市消費者行政センター

〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-8-9 川崎御幸ビル5階

電話 044(200)3864 FAX 044(244)6099

キャラクターデザイン…タナカタケシ



ホームページ

川崎市消費者行政センター

検索

消費生活に関する情報は、
消費者行政センター
ホームページでも提供しています。



令和7年1月25日発行